

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年8月1日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県丹羽郡扶桑町南山名字新津26-4
氏 名 旭有機材株式会社 愛知工場
工場長 松本泰宏

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0587-93-1030

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭有機材株式会社 愛知工場
事業場の所在地	愛知県丹羽郡扶桑町南山名字新津 26-4
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	16：化学工業
② 事業の規模	当該事業所の製造品 出荷額 577.711（万円/年）
③ 従業員数	163名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>製造工程：反応→移送→脱水→排出→フェノール樹脂→洗浄 主原料である、フェノール、ホルムアルデヒド、触媒で釜内で反応させ、 釜の洗浄剤として、有機溶媒、高濃度アルカリを使用。 また、コンタミを嫌う製品では酸洗浄により廃液が発生する。</p> <p>処理方法としては業者委託処理</p> <ul style="list-style-type: none">①有機溶剤は燃焼させサーマルリサイクル。②高濃度アルカリは、中和剤としてリサイクル。④ 酸洗浄廃液は、焼却処分。

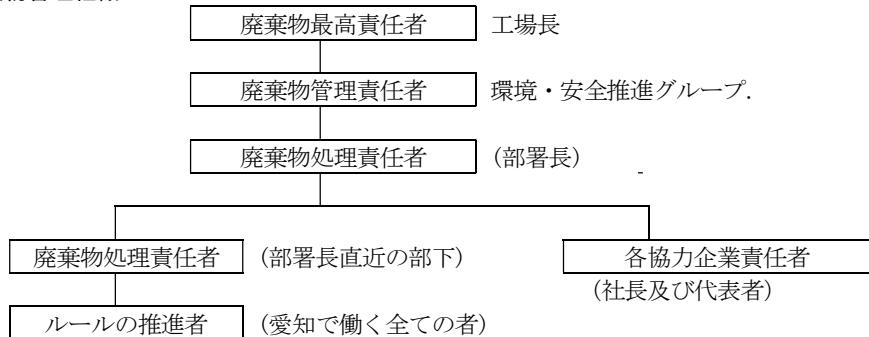
(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理組織



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】							
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃アルカリ	廃酸				
		排出量	219t	35.1t	117.3t				
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新化学製品開発を行っていることから、検討用として特定有害汚泥、特定有害廃アルカリ等を使用したことがあったが、今後は使用しない。 ○ 製造方法の変更による使用比率低減により減量を目指す。 									
		【目標】							
②計画		特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃アルカリ	廃酸				
		排出量	200t	30t	100t				
(今後実施する予定の取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新化学製品開発を行っていることから、検討用として特定有害汚泥、特定有害廃アルカリ等を使用したことがあったが、今後は使用しない。 ○ 製造方法の変更による使用比率低減により減量を目指す。 									

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○洗浄有機溶剤の分別を行い、有効利用できるものは、繰り返し使用する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○洗浄有機溶剤の分別を行い、有効利用できるものは、繰り返し使用する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】					
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃アルカリ	廃酸			
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t			
	(これまでに実施した取組) ○有効利用できるものは、繰り返し使用する。						
		【目標】					
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃アルカリ	廃酸			
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t			
	(今後実施する予定の取組) ○有効利用できるものは、繰り返し使用する。						

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】					
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃アルカリ	廃酸			
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t			
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t			
		(これまでに実施した取組) ○ 中間処理の予定はありません。					
		【目標】					
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性 廃油	廃アルカリ	廃酸			
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t			
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0t	0t	0t			
		(今後実施する予定の取組) ○ 中間処理の予定はありません。					

(第4面)

②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類 引火性 廃油	引火性 廃油	廃アルカリ	廃酸			
	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量	200t 200t	30t 30t	100t 100t			
	再生利用業者への 処理委託量	200t	30t	100t			
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t			
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t			
(今後実施する予定の取組)							
<input type="radio"/> 委託する場合は、適正に処理ができる業者を選択する。 <input type="radio"/> 工程を視察する。 <input type="radio"/> リサイクルへの活用方法を検討し、再生率を向上させる。							
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニ ル廃棄物を除く。)	354.7t					
(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入済で今後も全ての特別管理産業廃棄物について使用する予定							
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。